

平成27年（ワ）第33号

川内原発稼働等差止仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件

抗告人 荒川 譲 外

被抗告人 九州電力株式会社

即時抗告申立補充書・その34

—高浜原発3, 4号機差止仮処分異議申立決定の問題点—

平成28年2月29日

福岡高等裁判所宮崎支部 御中

抗告人ら訴訟代理人

弁護士 森 雅 美

同 板 井 優

同 後 藤 好 成

同 白 鳥 努

外

第1 はじめに

1 高浜原発3，4号機運転差止仮処分異議審決定

平成27年12月24日，福井地方裁判所平成27年（モ）第38号保全異議申立事件（基本事件・平成26年（ヨ）第31号大飯原発3，4号機及び高浜原発3，4号機運転差止仮処分命令申立事件）について，同裁判所は，仮処分を命じた決定を取り消し，仮処分申立てを却下する決定を行った（以下，基本事件における仮処分命令の決定を「高浜仮処分決定」といい，異議審の決定を「高浜仮処分異議審決定」という。）。

2 高浜仮処分異議審決定の不当性

(1) 高浜仮処分異議審決定は，司法審査の在り方について，福島原発事故はなかったかのような判断枠組みに立ち，再稼働という結論を導くために，論理面でも内容面でも不合理・不適切な判断に満ちており，福島原発事故後の司法審査の在り方としては，極めて時代錯誤なものである。

その判断枠組みは，何よりもまず，①福島原発事故を踏まえていない点で，同事故の教訓を踏まえることとされた原発関連法規改正の趣旨に反する。

(2) また，高浜仮処分異議審決定は，一見すると，伊方最高裁判決やその後の民事差止訴訟における司法審査の在り方を踏まえているかのようでありながら，その実，②再稼働という結論ありきの判断を優先して，これらの裁判例よりもいっそう後退し，実質的には，司法審査をしていないのと同様の愚に陥っている。なお，これらは，従前の公害訴訟等における仮処分裁判例からもかけ離れた不当な判断になっている。

(3) さらに，そもそも高浜仮処分異議審決定は，③理論的にも，再稼働という結論を導くために不合理な推論を重ねるものであり，不合理である。

(4) 加えて，高浜仮処分異議審決定は，④自らが定立した判断枠組みに対して，致命的に誤った当てはめを行っており，その点でも，司法判断として極めて

不適切である。

3 本補充書の目的

本補充書は、上記のような高浜仮処分異議審決定の不当性を具体的に指摘して、本件審理において、これを他山の石とし、高浜仮処分異議審と同様の誤りに陥らないことを指摘することを目的とする。

第2 福島原発事故を踏まえておらず、法改正等の趣旨に反すること

1 国会事故調の報告と原子力関連法規制の見直しの必要性という立法事実

福島原発事故後の原子力関連法規制の趣旨については、補充書25において詳述しており（7頁以下）、本書面で重複して述べることは避ける。

要約すれば、設置法制定の際の審議経過に照らしても、設置法をはじめとする福島原発事故後の原子力関連法規制の改正が、「同事故のような深刻な災害を二度と起こさない」という趣旨で行われたことは明らかであり、このことは、原子力関連法規制の法解釈、ひいては、原発の安全性に関する解釈において、常に意識されなければならない規範と言わなければならない、ということである。

2 高浜仮処分異議審決定は福島原発事故後の原子力関連法規制改正の趣旨に反すること

(1) 高浜仮処分異議審決定は法の趣旨に反すること

ところが、高浜仮処分異議審決定は、一見すると、これらの法改正の趣旨を踏まえた判断となっているかのように見えながら、その実、全く福島原発事故の教訓を踏まえておらず、同事故以前の司法審査の在り方を踏襲し、さらには、一層弱体化させたものとなっており、原子力関連法規制の趣旨に反するものとなっている。

(2) 法の趣旨自体は適切に認定していること

高浜仮処分異議審決定は、まず、原発の安全性について、原子力関連法規制の趣旨を、原発の安全性が確保されない場合に生じ得る「深刻な事故が万一にも発生しないようにする必要があるところ、発電用原子炉施設の安全性が確保されているか否かを判断するには、当該原子炉施設そのものの工学的安全性、平常運転時における周辺住民および周辺環境への放射線の影響、事故時における周辺地域への影響等について、当該原子炉施設の立地の地形、地質、気象等の自然的条件、人口分布等の社会的条件及び当該原子炉設置者の原子炉の設置、運転等に必要とされる技術的能力との関連において、多角的、総合的見地から検討がされるべきであり、このような検討を行うに当たっては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が求められることが明らかであるから、上記のとおり各専門分野の学識経験者等を擁し、専門性・独立性が確保された原子力規制委員会において、総合的・専門技術的見地から十分な審査を行わせ、もって原子力利用における安全の確保を徹底することにあるものと解される。」としている（高浜仮処分異議審決定79～80頁）。

この趣旨そのものは、抗告人らが前記(1)及び(2)で述べた趣旨、また、伊方最高裁判決で示された原子力関連法規制の趣旨と基本的には異ならず、妥当な部分といえる。

(3) 法の趣旨を没却するような不適切な規範の定立

しかし、高浜仮処分異議審決定は、法規制の趣旨をこのように理解しながらも、そのような趣旨が全く反映されない不当な規範の定立を行っている。

すなわち、高浜仮処分異議審決定は、まず、発電用原子炉施設の安全性に欠けるところがあるか否かについて、「その安全性に関する原子力規制委員会の判断に不合理な点があるか否かという観点から審理・判断するのが相当で

ある」とし、具体的には、「原子力規制委員会における調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があるか、あるいは、「当該原子炉施設が上記具体的審査基準に適合する」とした同委員会の調査審議及び判断の過程等に看過し難い過誤、欠落があるとき」には、原発の安全性を肯定できず、人格権侵害の具体的危険を肯認できる、とした（高浜仮処分異議審決定80頁）。

そのうえで、原発に求められる安全性について、「災害発生危険が絶対がないという『絶対的安全性』を想定することはできないものであって、何らかの程度の事故発生等の危険性は常に存在するといわざるを得ないのであるから、絶対的安全性を要求することは相当ではない」とし、「福島原発事故等に伴って現実に生じた被害の甚大さや深刻さを踏まえるならば、ここでいう安全とは、当該原子炉施設の有する危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されていることをいうと解すべきである」と、福島原発事故以前と同様の緩やかな判断枠組み（しかも、伊方最高裁判決以降、次第に矮小化されていった枠組み）を採ることを明らかにしたのである（高浜仮処分異議審決定80～81頁）。

高浜仮処分異議審決定が福島原発事故以前と同様の緩やかな枠組みを用いていることは、安全性の基準として「社会通念」という用語を用いていること、審議判断の過程の不合理性について、「看過し難い過誤、欠落」という文言を特段の留保なく用いていることから明らかである。

(4) 「社会通念」という用語の不当性

まず、「社会通念」という用語を用いることの不当性については、既に補充書6で詳述しているので、詳しくは繰り返さない。

ごく簡潔に言えば、「社会通念」とは、「現制度の下においては裁判官に委ねられて」おり、「各裁判官の間に必ずしも意見の一致が存すると限らない」

概念であり（最大判昭和32年3月13日・刑集11巻3号997頁・判タ68号114頁。以下「チャタレイ事件最高裁判決」という。）、また、「時代的・場所的の事情によって変化する」概念であるから（東京高判昭和53年3月2日・刑集33巻7号817頁）、少なくとも、福島原発事故以降、同事故のような深刻な災害を二度と起こさないという立法趣旨のもとで改正された現行の原子力関連法規制の下では、このような抽象的かつ曖昧な基準を用いることは許されないのである。

原発の安全性に「社会通念」という用語を用いれば、時代によって、あるいは、個々の裁判官によって、「福島原発事故を二度と起こさない」という基準が変化してしまう、という矛盾を来たすことになる。これは趣旨に照らして現行法の解釈の限界を超えているというべきである。

女川原発1,2号機訴訟一審の裁判長をつとめた塚原朋一氏は、「社会通念上無視し得る程度」として住民らの主張を退けた判決について、福島原発事故後、「あれは、当時のわたしの社会通念です」、「これについては、いま、反省する気持ちがあります。わたしは裁判長をしていたとき、『なんで住民はそんなことを恐れているんだ？』『気にするのはおかしいだろう』とっていました。その程度だったらいいいじゃないかと考え、『無視し得る程度』という表現に至ったのです」と反省しているが、高浜仮処分異議審決定は、福島原発事故を経験した現在に至ってもなお、「福島原発事故を二度と起こさない」という基準に基づかずに、当該裁判体だけの「社会通念」に基づき、住民らが主張する原発の危険性について、それは「社会通念上無視し得る程度」であるとして退けるという愚を犯している。

(5) 行政庁の広範な裁量を認めるという意味で「看過し難い」を用いることの不当性

次に、「看過し難い」という文言であるが、これは伊方最高裁判決でも用い

られた文言であるところ、同判決が示した「深刻な災害を万が一にも起こさない」という趣旨、また、福島原発事故後の法改正の趣旨である「福島原発事故を二度と起こさない」という趣旨に照らせば、本来、行政庁に与えられる裁量権の内容・範囲は自ずと限定されるはずであり、特に福島原発事故後においては、「福島原発事故のような深刻な災害を二度と起こさないという観点に照らして見過ごすことのできない過誤・欠落がないか」という審査でなければ、法の趣旨を反映させた解釈とはいえない、というべきである（その意味で、伊方最高裁判決自体も不十分な判決であったが、仮にその点は措くとして、少なくとも福島原発事故後、関連法規改正後の法解釈としては、立法趣旨に照らして、このように解釈し直さなければならない。）。このことは補充書6でも詳述したが（17～19頁）、高浜仮処分異議審決定はこれを全く無視している。

上記のように解すべきであるにもかかわらず、福島原発事故などなかったかのように、従前と同様の緩やかな規範を定立している点で、高浜仮処分異議審決定は極めて不当である。

(6) 「厳格に」という文言による誤魔化し

もともと、高浜仮処分異議審決定は、福島原発事故以前の判決とは異なり、福島原発事故等によって現に生じた被害の甚大さや深刻さを踏まえ、審査基準の合理性判断および審議判断過程の合理性判断について、「あくまでも厳格に審理・判断することが必要であるというべき」としている（高浜仮処分異議審決定81頁）。

しかし、同決定は、「厳格に」と言いながらも、実際には当てはめにおいて全く厳格な審査をしていない。特に、審査基準の合理性判断に関しては、外形的に規制委が独立・中立の立場であり、相応の経路を経て新規制基準等を策定したことのみをもって、合理性を認定している。

この「厳格に」という規範は名ばかりの実態の伴わないものであり、結局、高浜仮処分異議審決定は、福島原発事故以前と同様の枠組みでしか判断していないに等しいのである。これは、即時抗告状にも詳述したとおり（5～13頁）、本件における原決定も用いている詭弁であり、福島原発事故後、原発の安全性を虚心坦懐に見れば、もはやこのような詭弁を用いるしか、電力会社側を勝訴させることができないということの表れである。

(7) 第4層・第5層を安全性審査から切り離すことの不当性

さらに、もう1点だけ、高浜仮処分異議審決定が福島原発事故の反省・教訓を踏まえていない点を挙げるとすれば、それは、万が一事故が起こった場合の対応という点が、安全性判断から切り離されてしまっている点である（この点については、本書面と同時に提出する補充書31〔特に第4の部分〕で詳述している。）。

高浜仮処分異議審決定は、深層防護という第3層までの判断だけで原発の持つ危険性が「社会通念上無視し得る程度にまで管理されている」と認定し、住民らが主張していた「燃料体等の損傷ないし溶融を前提とする水蒸気爆発及び水素爆発の危険性や放射性物質が本件原発の敷地外に大量放出される危険性も、社会通念上無視し得る程度にまで管理されているということが出来る」として、これらについては「判断するまでもない」とした（高浜仮処分異議審決定221頁）。

これは、福島原発事故の教訓を全く無視した暴論と言ってよい。

福島原発事故が示したのは、「想定外の事態は常に起こり得る」ということであり、そのことは、高浜仮処分異議審決定自体も「本件原発において燃料体等の損傷ないし溶融に至るような過酷事故が起こる可能性を全く否定するものではない」と認定しているのである（同決定223頁）。

そのような可能性があるからこそ、IAEAの国際的な基準では、深層防

護という考え方が確立し、第4層（シビアアクシデント等の事故拡大防止対策）及び第5層（防災計画、避難計画）まで含めた規制がされているのであり、第3層までの対策が仮に十分であったとしても、第4層及び第5層に不備があれば、それは原発の持つ危険性を十分に（決定の言葉を借りれば、「社会通念上無視し得る程度に」）低減したことにはならない。たとえ、どんなに第3層までが十分なものであったとしても、深刻な事故が起こる可能性を全く否定することはできない以上、第4層及び第5層が不十分である場合には、社会は、原発の危険性を許容できない、無視できない、のである。

深層防護にいう第3層までの判断だけで原発の持つ危険性が「社会通念上無視し得る程度にまで管理されている」と判断した高浜仮処分異議審決定の論理は、福島原発事故だけでなく、国際的な基準を全く無視した暴論であり、「安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ」とされた原子力基本法2条2項の明文に明確に反する。

なお、避難計画が適切に策定されていないこと自体が人格権侵害の根拠となりうることについては、本件原決定においても明確に認定されているところであり、本件保全抗告審においては、高浜仮処分異議審決定のような愚は繰り返されないものと信ずる。これこそが正しい国際的基準であり、原子力基本法の条文に整合した解釈である。

4 小括

以上のように、高浜仮処分異議審決定は、福島原発事故における深刻な被害やそこから我々が得るべき教訓を全く踏まえておらず、さらには、このような認識のもと改正された設置法をはじめとする原子力関連法規の趣旨を形式的になぞるのみで、実質的には全く踏まえていないという点で、原子力関連法規に反する不当な決定と言わざるを得ない。

第3 高浜仮処分異議審決定は過去の裁判例にも反すること

1 伊方最高裁判決の趣旨に反すること

(1) 高浜仮処分異議審決定の判断

冒頭で述べたとおり、高浜仮処分異議審決定は、一見すると、伊方最高裁判決やその後の民事差止訴訟における司法審査の在り方を踏まえているかのようでありながら、その実、再稼働という結論ありきの判断を優先して、これらの裁判例よりもいっそう後退している。

本項では、まず、伊方最高裁判決の趣旨に反することについて述べる。

伊方最高裁判決は、原子力関連法規制の趣旨、特に、改正前炉規法が原発の稼働について許可制を採った趣旨について、「原子炉が核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染する等、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力並びに申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにある」と判示する。

つまり、伊方最高裁判決によれば、原発の安全性が確保されないと深刻な災害を引き起こすおそれがあるから、万が一にもこのような深刻な災害が起こらないようにする、ということが原子力関連法規制の趣旨であり、本件のような民事差止仮処分においてもこのような趣旨が妥当するし、この点については、高浜仮処分異議審決定も基本的に同様の理解に立っているように見受けられる（前記第2の2(2)でも触れたとおり）。

(2) 伊方最判の趣旨を没却する不当な具体的規範

しかし、法の趣旨をこのように解しながら、高浜仮処分異議審決定は、具体的な規範の定立段階では、前述のとおり、原発に内在する危険性が「社会通念上無視し得るか否か」という抽象的かつ曖昧不明確な規範を定立しているのであり、その結果として、上記伊方最高裁判決の趣旨が完全に没却されてしまっている。

いわば竜頭蛇尾の不当決定なのである。

(3) 立証負担の分配に関する判断

また、高浜仮処分異議審決定は、立証の負担の適切な分配に関して、明確に伊方最高裁判決と異なる判示をしている。

高浜仮処分異議審決定は、疎明の負担の分配について、次のように述べる。

すなわち、人格権に基づく差止請求の主張立証（疎明）責任については、「人格権が現に侵害されている、又は侵害される具体的危険があるとして差止めを求める債権者らが負うものと解されるのであり、人格権に基づく発電用原子炉施設の運転差止仮処分命令申立事件における主張立証責任についても、当該原子炉施設の安全性に欠けるところがあつて、人格権が現に侵害されている、又は侵害される具体的危険があることを債権者らにおいて主張疎明する必要があるというべきである。」（高浜仮処分異議審決定78頁）。

「当該原子炉施設の安全審査に関する資料や科学的、専門技術的知見は専ら発電用原子炉設置者である債務者側が保持していることなどを考慮すると、債務者において、まず、原子力規制委員会の上記判断に不合理な点がないこと、すなわち、同委員会における調査審議に用いられた具体的審査基準の合理性並びに当該基準の適合性に係る調査審議及び判断の過程等における看過し難い過誤や欠落の不存在を相当の根拠、資料に基づき主張疎明すべきであり、債務者が主張疎明を尽くさない場合には、原子力規制委員会がした判断

に不合理な点があるものとして、当該原子炉施設の周辺に居住する住民の人格権が侵害される具体的危険があることが事実上推認されるものというべきである。

他方、債務者が上記の主張疎明を尽くした場合には、本来、主張立証責任を負う債権者らにおいて、当該原子炉施設の安全性に欠けるところがあり、債権者らの人格権が現に侵害されているか、又は侵害される具体的危険があることについて主張疎明する必要があると解するのが相当である。」（高浜仮処分異議審決定 81 頁）。

(4) 立証負担の分配に関する規範は伊方最判に反していること

ア これは、女川原発差止訴訟・仙台地判平成 6 年 1 月 31 日（判タ 850 号 169 頁）以来、裁判所が住民側敗訴の判断をする際に採用してきた理論であるが（細かく見ると微妙に異なる部分はあるが、それはいったん捨象する。）、このような理論は、実は、伊方最高裁判決に反している。

平成 27 年 7 月 21 日付け第 8 準備書面の第 4・3(2)で詳述したとおり、伊方最高裁判決は、事実上立証責任を転換して事業者側に審査基準の合理性及び判断過程の合理性について立証責任を負わせた判決と解すべきである。

イ それは、同判決が、「行政庁の判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである」と判示し、

その後の民事差止訴訟で示されたように、事業者側の立証が一応のものであるとか、これが尽くされた場合にさらに住民側において行政庁の判断が不合理であることについて立証せよといった趣旨のことを判示していないことからもうかがえる。

ウ また、伊方最高裁判決は、この点について、原審の判断を踏襲しているところ（「以上の見地に立って、本件原子炉設置許可処分の適否を判断した原判決は正当である」と判示している。）、伊方最高裁判決の原審である高松高判昭和59年12月14日（判タ542号89頁）は、「安全性を肯認する行政庁の判断に、現在の科学的見地からして当該原子炉の安全性に本質的にかかわるような不合理があるか否か、という限度で行うのが相当であり、ただ、その点の主張立証については、公平の見地から、安全性を争う側において行政庁の判断に不合理な点があるとする点を指摘し、行政庁においてその指摘をも踏まえ自己の判断が不合理でないことを主張立証すべきものとするのが妥当であると考えられる」と述べ、明確に立証責任を転換しているのである。

そうであるならば、「原判決は正当である」とした伊方最高裁判決も、事実上立証責任を転換したものと解する以外に解釈のしようがない。

(5) 伊方最判が貫徹されていない原因

なお、伊方最高裁判決以降の民事差止訴訟判決において、高浜仮処分異議審決定と同様の誤りが定着してしまった背景には、伊方最高裁判決における調査官の誤導があった。この点についても即時抗告状で詳述しているので重複は避ける。

高浜仮処分異議審決定は、こうした住民らの主張を全く無視して安易に福島原発事故以前の民事差止訴訟の判断枠組みを踏襲している点で不当というほかない。

2 従来の裁判例から一層後退した枠組みであること

(1) 従来の民事差止訴訟よりも後退させなければ住民側を敗訴にできない

高浜仮処分異議審決定は、伊方最高裁判決のみならず、より詳細に見ていけば、従来の民事差止訴訟における判断枠組みからも後退している。

それは、福島原発事故以後、同事故以前の判断枠組み¹を用いてすら、住民側の主張を排斥することが困難となっていること、つまり、原発の安全性は否定せざるを得ないことの何よりの証左というべきである。

そして、原発の安全性が確保されているとは言い難いにもかかわらず、なおも再稼働という結論ありきで司法判断を行っているために、福島原発事故以前の判断枠組みをより後退せざるを得ない、ということを示している。

(2) 審査の対象を限定するという矮小化

まず、高浜仮処分異議審決定は、司法判断の対象について、従来民事差止訴訟で考えられてきた「原発の安全性(あるいはその裏返しとしての危険性)」ではなく、「規制委の判断の合理性」に限定することで、審査の対象を矮小化している。

確かに、基準が合理的でなく、また、基準に適合するとした判断が合理的でなければ、許可制の趣旨に照らして、原発の安全性が確保されていないことが推認できるという意味で、規制委の判断の合理性を判断することには意味がある。

しかし、規制委の審査に許可を受けたからと言って、原発の安全性が確保されるわけではない。論理的に見ても、「裏は必ずしも真ならず」であり、また、規制委の委員長自身が、「新規制基準に適合したからと言って安全であるとは申し上げられない」と述べていることから、基準に適合すること＝安全ではないことは明確である。この点で、高浜仮処分異議審決定は、従来の

¹ この枠組み自体不十分なものである。

司法審査よりも一層後退した規範を定立したといえる。

この点は、保全抗告状においても既に述べた点であるが、高浜仮処分異議審決定はこの主張を無視している。

このような規範では、福島原発事故のような深刻な事故を二度と起こさないような判断は到底できず、伊方最高裁判決の趣旨や原子力関連法規制の趣旨に反するといわざるを得ない。

(3) 論理的な不整合さ

なお、この点については、高浜仮処分異議審決定の規範は論理的に見ても一貫していないように思われる。すなわち、高浜仮処分異議審決定は、債務者の主張疎明が尽くされた場合について、「本来、主張立証責任を負う債権者らにおいて、当該原子炉施設の安全性に欠けるところがあり、債権者らの人格権が現に侵害されているか、又は侵害される具体的危険があることについて主張疎明する必要がある」と、規制委の判断の合理性以外に、「原子炉施設の安全性」に関する審査を行う余地があるかのような規範を定立している(高浜仮処分異議審決定81頁)。

しかし、その一方で、高浜仮処分異議審決定は、司法審査の対象について、「裁判所は、その安全性に関する原子力規制委員会の判断に不合理な点があるか否かという観点から審理・判断するのが相当」と明言しているのであり(高浜仮処分異議審決定80頁)、そうだとすると、債務者の主張が認められれば、それ以上に債権者らが主張し得るような原発の安全性に関する審査は、論理的に見てあり得ないのである。

高浜仮処分異議審決定自身、この矛盾には気付いていたように思われ、次のような言い逃れともとれる判示をしている。

すなわち、「なお、設置変更許可に当たっては、原子力規制委員会によって…(略)…災害の防止上支障がないものとして新規制基準に適合するか否か

が審査されるのであり…（略）…，この審査が再稼働申請における審査の中核に位置付けられるものと解されるから，債務者において，設置変更許可に係る具体的審査基準である新規制基準の合理性並びに新規制基準の適合性に係る調査審議及び判断の過程等における看過し難い過誤や欠落の不存在について主張疎明を尽くしたのであれば，工事計画認可及び保安規定変更認可に係る判断に不合理な点が認められない限り，上記具体的危険があることを事実上推認することはできないというのが相当である。」（高浜仮処分異議審決定82頁）というように，債務者が疎明すべき事項は設置変更許可に係る部分だけに限られ，この疎明が尽くされた場合に，債権者らが疎明しなければならない事項が，工事計画認可及び保安規定変更認可に係る部分に限られるかのような判示をしているのである。

しかし，これは，明らかに民事差止訴訟の審査対象を不当に狭く解したものと云わざるを得ない。

このような立論は，福島原発事故以前においてすらなされていなかったものであり，むしろ，女川一審判決などを見れば，民事差止訴訟の審査対象は，原子力発電所の運転による放射性物質の発生，原子力発電所の平常運転時及び事故時における右放射性物質の外部への排出の可能性，右放射性物質の拡散の可能性，右放射性物質の原告らの身体への到達の可能性，右放射性物質に起因する放射線による被害発生の可能性という放射性物質による被ばくの可能性²であったことは明白であるし，事業者側が立証しなければならない事項についても，「その安全性に欠ける点のないことについて，相当の根拠を示し，かつ，非公開の資料を含む必要な資料を提出したうえで立証する必要がある」と，特段の限定は付されていなかったのである。

これに対しては，炉規法等が改正された結果として，高浜仮処分異議審決定のような規範を採るべきものと解釈を変更する余地が生じた，とする反論

² すなわち，審査の合理性に限られない原発の安全性。

も考えられないではないが、これまで述べてきたとおり、炉規法をはじめとする原子力関連法規の改正の趣旨は、「福島原発事故を二度と起こさないようにする」という点にあったことは明らかであり、法は、行政や司法による原発への統制を強めるものであっても、決して統制を弱める方向で改正されたと解釈することはできないのである。

したがって、従前の判断枠組みよりも後退するような高浜仮処分異議審決定の判断枠組みは、法改正の趣旨に反して許されない。

(4) 行政訴訟と民事訴訟とを混同していること

上記(3)でみた「なお書き」(高浜仮処分異議審決定82頁)の背景には、高浜仮処分異議審決定を下した裁判体に、民事差止訴訟と行政訴訟との混同があったというほかない。

伊方最高裁判決は、取消訴訟における司法審査の対象を基本設計に限るという、いわゆる「基本設計論」を採用し、住民側の主張の相当部分について、「基本設計ではない」という論法で判断を回避して行政側を勝訴させてきたという点で、極めて重大な問題を含んでいた(甲78・22頁:57回人権大会報告書)。

高浜仮処分異議審決定は、住民らの主張を排斥するという結論を導くため、あえてこの基本設計論に類似した手法を用いて、司法審査の対象を狭く解したのであり、行政訴訟と民事訴訟とを不当に混同するものである。

さらに、この行政訴訟と民事訴訟との混同は、後述するあてはめ(第5)において、極めて不当なあてはめを行う原因となっているが、これは、高浜仮処分異議審決定の最大の理論的な欠陥と言うほかない。

3 他の公害訴訟における判断枠組みよりも後退していること

(1) 原発の安全性に関して、他の公害訴訟よりも厳格な審査が行われるべきで

あること

原発の安全性に関しては、その生じる被害が他の公害訴訟と比較しても格段に甚大であることに照らし、他の公害訴訟よりも厳格な司法判断がされるべきである。

伊方最高裁判決が、原発による深刻な災害が万が一にも起こらないようにすると述べたのはその意味であるし、福島原発事故後の原子力関連法規の改正の趣旨も、「福島原発事故を二度と起こさない」という点にあったということからも、このことは明らかである。

(2) 他の公害訴訟における司法審査の枠組み

ところが、高浜仮処分異議審決定は、他の公害訴訟における判断枠組みよりも後退した枠組みを採用している。

例えば、広島市北部ゴミ埋立処理場建設差止仮処分決定・広島地決昭和57年3月31日（判時1040号26頁）は、「本件のような事件の特質上、通常人において抱くであろう公害発生へのおそれが申請人らにおいて一応疎明された場合、証明責任の公平な分担の見地から、これを専門的な立場から、平明かつ合理的に被申請人においてその反対疎明をしない限り、公害発生のおそれありと判断するのが裁判所の立場として相当であると考える。」と判示している。

この決定に照らせば、本件においても、抗告人らが、「通常人において抱くであろう公害発生へのおそれ」を「一応疎明」しさえすれば、それに対して、相手方において、「専門的な立場から、平明かつ合理的」に「反対疎明」をしない限り、人格権侵害のおそれありと判断すべきこととなる。

これは、志賀原発2号機差止訴訟・金沢地判平成18年3月24日（判タ1277号317頁）においても参照された考え方であり、他の公害訴訟よりも被害が甚大である原発差止訴訟においては、少なくともこれと同等か、

あるいはこれよりも一層厳格な判断枠組みが用いられなければならない。

なお、志賀一審判決は、あくまでもこのような従来の公害訴訟においては一般的であった判断枠組みを用いたものであり、決して特異な判決ではない。

(3) 原発訴訟と他の公害訴訟との違い

ア このような考え方に対して、他の公害訴訟は通常運転によって人格権侵害が発生し得るのに対し、原発訴訟は、事故時になって初めて人格権侵害が生じ得る³から、原発訴訟を他の公害訴訟と同列に論じることはできず、他の公害訴訟よりも住民側の立証の負担を重くしてもかまわないという反論もあり得るかもしれない。

イ しかし、仮に事故が起こって初めて人格権侵害が生じ得るという命題を是としたとしても、このような考え方は、前述のとおり、伊方最高裁判決の趣旨、また、何よりも福島原発事故後に改正された原子力関連法規の趣旨に反する。

福島原発事故によって生じた被害の途轍もない広範囲性、甚大性、長時間性などを考えれば、たとえ発生 of 蓋然性は低くとも、厳格な規制がなされなければならないし、司法審査も厳格に行われなければならない。

ウ また、福島原発事故によって明らかになったとおり、原発事故は、通常の科学技術を利用した機器等における事故に比較して、いったん事故が起こってしまえば、その収束は極めて困難であり、被害が拡大し続けるという、他の公害訴訟や科学技術にはない特性が存在する。

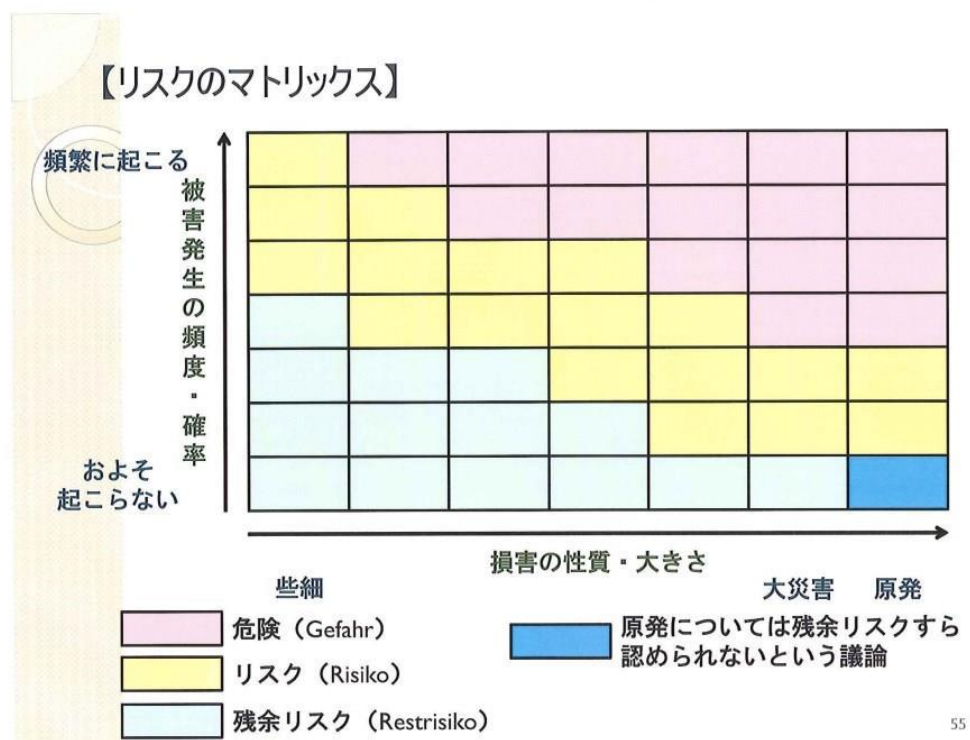
そのため、万が一にも事故が起こらないようにすること、すなわち事前規制の要請が極めて強く働く。それこそが、福島原発事故の教訓であり、国会等においても審議され、「福島原発事故を二度と起こさないような法規制」を構築する必要があるとされた趣旨である。

³ 平常運転時の放射性物質放出については議論があり得る。

エ 理論的には、このような考え方は、リスク評価に関する反比例原則から導かれるところであり、大飯原発3, 4号機差止訴訟・福井地判平成25年5月21日や高浜仮処分異議審決定も、基本的にこのような視点に立っている。

これらは、ドイツにおける危険性の3概念とともに、補充書6（19～23頁）及び補充書25（8～11頁）でも詳述したところではあるが、改めて、リスクのマトリックスを図表1として添付しておく。

図表1 リスクのマトリックス



(名古屋大学下山憲治教授の整理をアレンジしたもの)

4 小括

以上のとおり、高浜仮処分異議審決定は、伊方最高裁判決の趣旨に反し、従来の民事差止訴訟の判例理論からも後退し、他の公害訴訟と比較しても不十分

な判断枠組みを用いている点で極めて不当である。

高浜仮処分異議審決定がこのような判断枠組みを用いざるを得なかったのは、再稼働という結論ありきで考えたときに、このような不十分な枠組みを用いることでしか住民側の主張を排斥できなかったからであり、本件における原決定もそうであるように、福島原発事故後、そのような不十分な枠組みを用いることでしか、原発再稼働を認めることはできないということは、もはや明白というべきである。

本件においては、この事実を正面から受け止め、正しい論理を用いられることを強く求める。

そして、正しい論理が用いられさえすれば、極めてずさんな安全審査しかされていない本件において、その結論として、「安全性が確保されている」とはなりようがない。

第4 高浜仮処分異議審決定は、理論的にも不合理であること

1 安全性概念を不当に緩やかに解していること

(1) 高浜仮処分異議審決定における安全性概念

高浜仮処分異議審決定は、原発に求められる安全性について、次のように判示している。

すなわち、「科学技術を利用した発電用原子炉施設については、災害発生の危険が絶対がないという『絶対的安全性』を想定することはできないものであって、何らかの程度の事故発生等の危険性は常に存在するといわざるを得ないのであるから、絶対的安全性を要求することは相当ではない。しかしながら、発電用原子炉施設において重大な事故が一たび起きれば、放射性物質による人的な被害は時間的にも空間的にも拡大し、深刻化するおそれがあり、とりわけ…（略）…福島原発事故等に伴って現実には生じた被害の甚大さや深刻さを踏まえるならば、ここでいう安全とは、当該原子炉施設の有する危険

性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されていることをいうと解すべきである」と（高浜仮処分異議審決定80～81頁），絶対的安全性が相当ではない，という理由だけで，従来の裁判例が採用してきたレベルの低い安全性概念を採用することを述べているのである。

図表 2 絶対的安全性と相対的安全性

絶対的安全性	いかなるミス，欠陥も許さない安全性（＝ゼロリスク）
	福島原発事故のような過酷事故については絶対に起こさないという意味での「限定的」絶対的安全性
相対的安全性	絶対的安全性に準じる極めて高度な安全性（＝深刻な災害が万が一にも起こらない程度の安全性）
	従来の裁判例が採用してきたレベルの低い安全性（＝危険性が社会通念上無視し得る程度に小さく保たれていること）

(2) 論理のすり替え

しかしながら，高浜仮処分異議審において，住民側は，そもそも，「災害発生の危険が絶対はない」という意味で絶対的安全性を主張していなかった。

これは本件でも同様であり，上の図表2にあるように，あくまでも福島原発事故のような過酷事故については絶対に起こさないという意味での「限定的」絶対的安全性，あるいは，相対的安全性の中でも，絶対的安全性に準じる極めて高度な安全性（＝深刻な災害が万が一にも怒らない程度の安全性）が求められると主張しているのである。

そうであるにもかかわらず，住民らの主張を曲解し，住民らがあたかもゼロリスクを主張しているかのように捉え，そのような考え方は採用できない，としたのが高浜仮処分異議審決定であり，理論的に見ても，ゼロリスクを否

定したからと言って、住民らの主張する安全性概念は採り得ない、ということにはならず、論理の飛躍がある。

本件でも、このような論法で「社会通念」という緩やかな規範を用いることは許されない。

(3) 「社会通念」という文言を用いて安全性の意義を不当に緩やかに解している

また、高浜仮処分異議審決定は、一見すると、「福島原発事故等に伴って現実に生じた被害の甚大さや深刻さを踏まえる」とか（高浜仮処分異議審決定 80 頁）、「あくまでも厳格に審理・判断することが必要である」などと述べてはいるものの（高浜仮処分異議審決定 81 頁）、その実、前記第 2 の 2(4)でも述べたように、「社会通念」という曖昧不明確な概念を用いることで、安全性の意義を不当に緩やかに解しているのであり、そこにも理論的に見て不整合が生じている。

(4) 「絶対的安全」は科学的にありえないものではない

なお、補充書 25 記載のとおり、限定的な意味における「絶対的安全」という考え方は、科学技術において決してあり得ないものではなく、むしろ一般的に存在している考え方である。

まして、高浜仮処分異議審決定の原決定であった高浜仮処分決定（福井地決平成 27 年 4 月 14 日。甲 160）は、そのような絶対的安全性を要求すべきであるなどとは一言も述べておらず、少なくとも、「①基準地震動の基準を見直し、基準地震動を大幅に引き上げ、それに応じた根本的な耐震工事を実施する、②外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるように耐震性を S クラスにする、③使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む、使用済み核燃料プールの給水設備（注…「冷却設備」の誤記）の耐震性を S ク

ラスにするという各方策がとられること」などによって、原発の安全性が確保される余地があるとして、ゼロリスク論に立たないことが明らかなのであり（甲160・44頁）、本件における原決定や高浜仮処分異議審決定の絶対的安全性に対する批判が的外れであることは明白であろう。

(5) 本件における適切な司法審査の基準

原告人らは、原発に求められる「安全性」については、「福島原発事故を二度と起こさない」という立法趣旨に即して解釈を行うならば、前述したような、「福島原発事故を二度と起こさないといえるだけの高度なものでなければならない」と考える。

そして、「社会通念」のように、曖昧不明確な基準によって判断者の恣意的な判断がなされることがないように、それをより具体的な規範とする必要があるところ、事業者が科学の不確実性を踏まえて、住民側の指摘する通常人としての危険性の指摘について十分に保守的な考察を行い、それらの指摘が最新の科学技術の観点に照らして不適切であると考えるか、あるいは、事業者の考えによっても住民側の指摘する危険性を排除できると言えなければならぬ、と考える。これは、ドイツにおけるヴィール（Wyhl）判決⁴と類似した考え方であり、ドイツにおいては30年も前から採用されていた司法審査の在り方である（甲78・31～34頁）。

この考え方によれば、原告人らが指摘する危険性について、事業者が全く考慮していない場合には、その判断は恣意的なものとして、事業者側の立証が尽くされていないこととなる⁵。

⁴ 1985年12月19日・BVerwGE 72, 300.

⁵ 例えば、ドイツでは、航空機墜落によるテロ行為について、当時最大とされていたエアバスA380の墜落を検討しなかったことを根拠として判断の恣意性が認められている（ブルンスビュッテル原発、中間貯蔵施設設置許可取消訴訟・シュレスビヒ＝ホルスタイン州上級行政裁判所2013年6月19日判決・OVGSchleswig-Holstein 4KS 3/08.）。

このように解してこそ、「福島原発事故を二度と起こさない」という立法趣旨が貫徹されるのであり、このような枠組みを用いず、「社会通念」という曖昧不明確な基準を用いた高浜仮処分異議審決定は、法の趣旨に反するものとして取り消されるべきである。

2 司法審査の対象を不当に狭く解していること

また、前記第3の2(3)のとおり、高浜仮処分異議審決定は、本来「原発の安全性」であるべき司法審査の対象を、「規制委の判断の合理性」というように不当に狭く解しており、この点でも理論的に不整合である。

そのうえ、行政訴訟における基本設計論のような意味不明の立論を行って、相手方の疎明すべき事項を設置変更許可に関わる部分に限定して不当に狭く解し、工事計画認可及び保安規定変更認可をここから除外している点で、「福島原発事故を二度と起こさない」という原子力関連法規制の趣旨に反している。

例えば、耐震安全性に係る機器配管の許容値と評価基準値のチェックは設置変更許可ではなく工事計画認可の内容であるが、このような問題について、相手方は一切疎明をしなくてよいとすれば、司法審査は、福島原発事故以前と比較しても大幅に後退してしまう。

3 小括

以上のとおり、高浜仮処分異議審決定は、理論的に見ても不整合なものであり、何らの説得性を持たない。

第5 高浜仮処分異議審決定はその当てはめにおいて致命的な誤りがあること

1 高浜仮処分異議審決定の最も致命的な欠陥

高浜仮処分異議審決定の最も致命的な欠陥は、規範部分において、「裁判所は、その安全性に関する原子力規制委員会の判断に不合理な点があるか否かという

観点から審理・判断するのが相当である」と行政訴訟におけるいわゆる「判断過程のコントロール」を行うかのように述べておきながら⁶（高浜仮処分異議審決定80頁）、個別具体的な当てはめにおいては、判断過程のコントロールによっては排斥できない住民らの主張について、何ら規制委において議論されていない事実、場合によっては、相手方すら主張していない事実を勝手に認定し、再稼働という結論ありきで相手方を救済する方向でのみ、いわゆる「実体判断代置方式」による審査を行っている点である。

2 判断過程と言いながら実体判断代置型審査を行っていること

例えば、高浜仮処分異議審決定は、震源を特定せずに策定する地震動について、「一般的には、あらかじめ判明している活断層と関連付けることが困難な地震で、マグニチュード7を超えるものが起こる可能性を完全に否定することはできない」と認定しているにもかかわらず（高浜仮処分異議審決定122頁）、高浜原発について、「敷地近傍にFO-A～FO-B～熊川断層や上林川断層等の複数の活断層が存在」していること、「特に、FO-A～FO-B～熊川断層については、本件基準地震動を策定するに当たって3連動を考慮し、63.4kmにも及ぶ活断層による地震（投下震源距離は18.6km、マグニチュードは7.8）が想定されている」から、問題がないかのような判示がされている（高浜仮処分異議審決定123頁）。

しかしながら、新規制基準は、震源を特定して策定する地震動と震源を特定せず策定する地震動とを独立して考慮すると定めており、規制委においてもそのように判断がされているのであるから、これは規制委の判断に不合理な点があるか否かではなく、全く独自の認定をしたことになる。

これが実体判断でなくて何であろうか。

⁶ なお、これ自体行政訴訟における考え方であり、民事訴訟にもそのまま妥当するかがそもそも疑問である。

真に判断過程のコントロールをするのであるならば、震源を特定せずに策定する地震動において、マグニチュード7を超える地震動が起こる可能性が否定できないのであれば、それは、「マグニチュード6.5までを考慮すればよい」とする規制委の新規制基準が不合理、あるいは適合性審査に看過し難い過誤・欠落があったということにほかならないのであり、人格権侵害の危険ありとの判断がなされなければならないはずである。

これが、価値判断以前の、致命的な論理的欠陥であり、到底採用し難いことは明白である。

3 事業者すら主張していない認定を行っていること

このほか、高浜仮処分異議審決定は、関西電力すら主張していない「地表で観測された地震動は地下100mの地盤で観測された地震動に比べて相当程度大きくなる傾向がある」という認定を独自に行い、「地盤の増幅特性（サイト特性）は地震動の増幅に大きな影響を及ぼす要素であると考えられる」などという誤った結論を導き出している（高浜仮処分異議審決定116頁）。

ちなみに、高浜仮処分異議審決定がこの論拠として用いた甲362号証という証拠は、消防防災博物館のホームページから、住民らが、「一般的に硬質地盤では短周期の波が増幅されやすいこと」を示すための証拠として提出したものであり、同決定で認定されたような「地表で観測された地震動は地下100mの地盤で観測された地震動に比べて相当程度大きくなる傾向がある」などと定式化できるようなものではなかった（その意味で全くの証拠評価の誤りである。）。

4 小括

高浜仮処分異議審決定が、真に判断過程のコントロールに徹するならば、例えば、前記イの震源を特定せず策定する地震動でいえば、マグニチュード7以

上の地震が起こる可能性を否定できないと認定する以上、「マグニチュード6.5まで考慮すれば足りる」としている新規制基準自体が不合理、あるいは基準への適合性判断に看過し難い過誤・欠落があると認定せざるを得ないのであり、そう認定していない高浜仮処分異議審決定は、致命的に当てはめを誤ったものというほかない。

本件抗告審において、このような過ちは、絶対に繰り返してはならない。

第6 自然現象に対する根本的な考え方自体に問題があること

これまで述べてきたことの他にも、原発の安全性に対する考え方、さらには原発の安全性に対する脅威となる地震や津波等といった自然現象に対する根本的な考え方において、高浜仮処分異議審決定には大きな問題があると言わざるを得ない。そして、そのような問題のある考え方が司法審査の基準の定立に誤った影響を与えているというべきである。

高浜仮処分異議審決定は、裁判所が審理・判断すべき当該原子炉施設の安全性について「ここでいう安全とは、当該原子炉施設の有する危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されていることをいう」としている（高浜仮処分異議審決定80頁）。

そして、本件原発の安全性に関する各争点について、「本件原発の地震に対する危険性は…（省略）…管理されている」（高浜仮処分異議審決定126頁）、「本件原発の地震に対する危険性が…（省略）…管理されているかという観点に照らしても」（高浜仮処分異議審決定143頁。同様の記載として、竜巻等に対する使用済燃料ピットの危険性について同167頁、津波による危険性について同191頁、土砂災害について同203頁、その他同221頁、223頁等）と述べ、危険性を管理できている、と断言している。

言うまでもなく、抗告人らが本件原発に対する危険性あるいは原発の安全性に対する脅威として指摘するのは、自然現象そのものである。

私たちは、東日本大震災、福島原発事故をはじめ、多くの地震や津波、土砂災害、台風、火山活動等の自然現象がもたらした被害を経験して、「人間が自然を管理しきることなどできない」と学んできたのであり、このことは、自然科学の専門家でなくとも広く国民の間で共通認識が形成されているとあってよい。

それにもかかわらず、高浜仮処分異議審決定に関わった3名の裁判官にはそのような認識がないものと思われ、東日本大震災及び福島原発事故を経験した後であるにもかかわらず、地震等の自然現象を「管理できる」などと言い切っているのである。

このような自然に対する根本的に誤った基本認識に立ち、原発の安全性（ないしは危険性）に対する判断基準が立てられたこと、ひいては当該事件の審理・判断に関与したことが、高浜仮処分異議審決定の不合理な内容の背景にあるといわざるを得ない。

本件では、地震だけでなく、火山という、地震と同程度ないしそれ以上に管理の困難な自然現象による影響が大きな争点となっている。

小屋口教授(甲266の1及び同368)も認めるように、このような地球物理学に属する学問分野は、そもそも不確実性が極めて大きな分野であり、これを思考の大前提とせず、「管理できる」などと慢心した結果が福島原発事故だったことを、高浜仮処分異議審決定を下した裁判官は、全く理解できていないし、そもそも理解しようとしなかった。

第7 結語

- 1 ここまで述べてきたとおり、高浜仮処分異議審決定の司法審査の在り方に関する判断は、①何よりも福島原発事故を踏まえていないという点で、同事故の教訓を踏まえることとされた原発関連法規改正の趣旨に反する。

また、②再稼働という結論ありきの判断を優先して、従来の裁判例よりもいっそう後退した判断を行っている点で不合理である。

さらに、そもそも高浜仮処分異議審決定は、③理論的にも再稼働という結論を導くために不合理な推論を重ねるものであり、不合理である。

加えて、高浜仮処分異議審決定は、④自らが定立した判断枠組みに対して、適切な当てはめも行っておらず、その点でも司法判断として極めて恣意的で不合理なものであり、看過し難い不整合をはらんでいる。

- 2 日本国憲法76条3項は、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行」うことが規定されている。

元最高裁判事である伊藤正巳氏は、ここにいう「良心」について、裁判官個人の良心、すなわち通常の意味である主観的な政治・道徳・思想にかかわる信念とか人生観・世界観といったものではなく、裁判官としての職業上の良心、すなわち、公平無私な精神のことをいい、裁判官個人の主観的な良心はむしろ抑制されなければならない、と述べている（伊藤正巳『憲法第三版』法律学講座双書、弘文堂、1995年、577頁）。

これは、芦部信喜元東京大学教授も、「ここに言う『良心』とは、裁判官個人の主観的な良心ではなく、客観的良心、すなわち、裁判官としての良心である」と述べている（芦部信喜著、高橋和之補訂『憲法第五版』岩波書店、2011年、346頁）。

- 3 上記問題点を詳らかに見たとき、高浜仮処分異議審決定をした裁判官に、本当に、「裁判官としての良心」、「公平無私の精神」があったといえるか。

法律学の基本中の基本である論理的思考に基づかず、再稼働という、まさに裁判官個人の主観的な政治にかかわる信念に基づいて、「結論ありき」でなされたとしかいえない決定は、裁判官としての公平無私の精神から全くかけ離れた姿勢ではないだろうか。

このような高浜仮処分異議審決定の恣意的な判断枠組みは、到底、維持できるものではない。

本件においては、これを他山の石とし、ゆめゆめこのような不当決定に影響

されることのないよう，強く，強く念を押しておく。

以 上